

風力発電所の規模設定について

○アセス対象規模要件の設定

風力発電に関する環境要素から設定	環境要素		規 模	説 明
	動植物生態系	土地の改変	10ha以上	・ 条例では、風力発電は工場・事業場に該当するため、10ha以上が対象となる。（参考：風車1基の平均土地改変面積は、0.39ha）
		バードストライク	1500kW以上	・ 鳥の衝突は1基からでも発生している。 ・ 近年設置された風車1基の平均的な出力は、1500から2000kW以上である。
	騒音（低周波音）		1500kW以上	・ 条例では、広範囲に騒音の影響が生じる事業（飛行場、鉄道）は、全てを対象としている。 ・ 広範囲な低周波音の苦情は、大型風車1基からでも発生している。 ・ 近年設置された風車1基の平均的な出力は、1500から2000kWである。
	景観・日照障害（シャドーフlicker）		1500kW以上	・ 景観や日照障害は、工作物の高さに起因する。 ・ 条例では、高層建築物は、100m以上を対象としており、この高さに相当する風車の平均的な出力は1500kWである。
事業実施可能性から設定			1500kW以上	・ 社団法人新エネルギー導入促進協議会が実施する補助金の対象規模は1500kW以上である。
規模設定			○騒音、景観・日照障害、バードストライク及び事業実施可能性の観点から、出力1500kWの風力発電所を対象事業規模とする。	

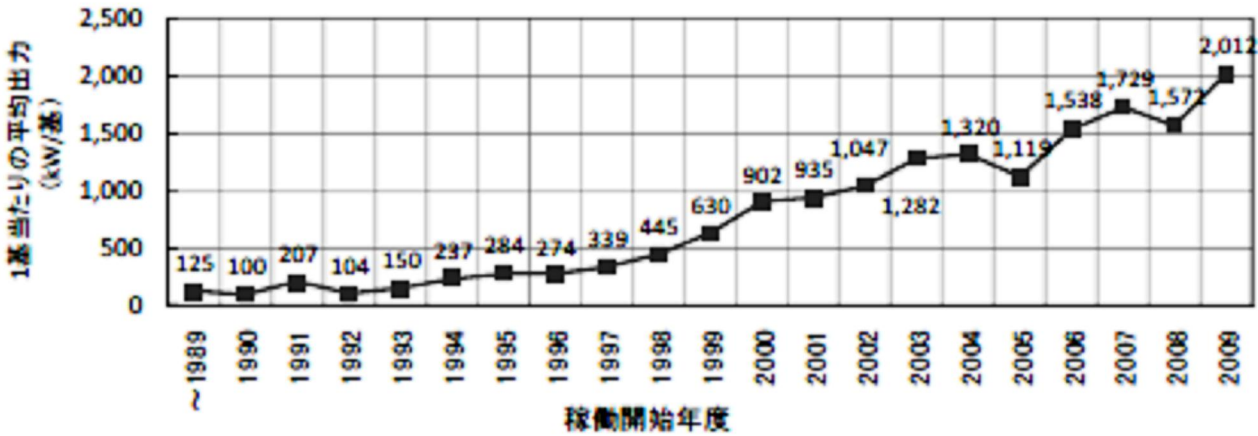
○他政令市の状況

（平成25年1月22日現在）

規 模	都 市 名	理 由
1500kW	札幌、京都、堺、神戸、福岡	バードストライクや騒音の影響及び風力発電の補助の規模を考慮
5000kW	横浜、北九州	法の第1種事業の1/2の規模を条例対象としているため、法の10000kWの1/2
検討中	仙台、千葉、新潟	対象事業に追加は決めているが規模未定
対象事業としない	さいたま、川崎、名古屋、大阪	風況が悪く適地がない。 都市化が進んでおり適地がない。

<参考>

○ 風力発電平均出力の推移



風力発電所は大型化が進み、1基あたりの平均出力は2009年で2012kWになっている。

出典「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」

○ 既設の風力発電設備の大きさ(平均値)

平成22年3月時点で稼働中の風力発電所のうち、定格出力が1500kWまたは2000kWの風車の規模

定格出力	ハブ高さ	ロータ直径	最高点
1,500kW	65m	72m	101m
2,000kW	71m	80m	111m

ハブ高さ：
地面から風車のローターの中心までの高さ

最高点：
地面から風車の羽根の最高点までの高さ